

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業

施行者 大阪市

代表者 大阪市長 様

建物所有者

住 所

氏 名



土地所有者

住 所

氏 名



直接移転にかかる従前地使用許可申請

次の従前地について仮換地が指定されましたが、直接移転により建築物等を移転しますので、次の期限までは従前地の使用収益の許可について申請します。

記

1 従前の宅地等

従前の宅地	所在地番	地 目	地 積
	大阪市東淀川区 丁目 番地		m ²
仮換地	街区番号及び符号		地 積
	淡路駅周辺地区 街区 符号		m ²

2 本件建築物等

所在地等	大阪市東淀川区 丁目 番地	家屋番号	
構造等	葺 階建	延	m ²
工作物			

3 期限

令和 年 月 日

4 添付書類

- ① 仮換地に新たに建設する建築物の概要資料
- ② 仮換地に新たに建設する建築物の工程表
- ③ その他

様

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業
施行者 大阪市
代表者 大阪市長

直接移転にかかる従前地使用許可書

令和 年 月 日付けで申請のあった標題について、次のとおり許可します。

記

1 使用を許可する従前地及び建築物等

従前の宅地	所在地番		地目	地積
	大阪市東淀川区 丁目 番地			m ²
仮換地	街区番号及び符号			地積
	淡路駅周辺地区 街区 符号			m ²
建築物等	所在地	大阪市東淀川区 丁目 番地 家屋番号		
	構造等	葺 階建 延 m ²		
	工作物			

2 使用許可する期間

別に定める仮換地指定使用収益開始日から令和 年 月 日まで

ただし、上記期限以前に建築物等の解体及び撤去が完了した場合は、その完了した日までとする。

3 使用条件

- ① 本件従前地は仮換地上に本件建築物等に代わる建築物等の建設等を目的とし、仮換地を使用する期間の代替え使用を目的とする。
- ② 本件建築物を新たに賃貸し又は権利を譲渡若しくは設定することはできない。
- ③ 令和 年 月 日（以下、「移転立退期限」という。）までに本件建築物等を解体及び撤去し、施行者に対して本件従前地を明け渡さなければならない。
- ④ 移転立退期限までに本件建築物を解体及び撤去し本件従前地を明け渡さない場合等、この許可書に違反した場合は、土地区画整理法第 77 条により処理する。

移転立退期限延期願

令和 年 月 日

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業

施行者 大阪市

代表者 大阪市長 様

住 所

氏名印



大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業の施行に伴う建築物等移転補償契約及び従前地使用許可における移転立退期限について、下記の理由により令和 年 月 日まで期限の延期をお願いします。

なお、この期限を過ぎて移転立退きが完了しない場合は、建築物等移転補償契約書第6条第1項に基づき建築物等移転補償契約を解除し、大阪市において土地区画整理法第77条により処理されても一切の異議を申し立てません。

建築物等の所在地	契約年月日 令和 . .
大阪市東淀川区	当初期限 令和 . .

延 期 理 由

.....

.....

.....

.....

大都整淡 第 号
令和 年 月 日

願いについて実情調査等の結果、期限延期を認めます。

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業
施行者 大阪市
代表者 大阪市長